

**立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)**

**大学院学生研究**

**2019年度研究成果報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院		文学研究科教育学	専攻
<b>研究代表者</b> (2020年3月現在 のものを記入)	在籍課程・学年・学生番号		氏名	
	<input type="checkbox"/> 博士前期課程 年 <input checked="" type="checkbox"/> 博士後期課程 4年 (学生番号: 16pf001b )		今井聖	印
<b>指導教員</b>	所属部局・職		氏名	
	文学部教授		秋葉昌樹	印
<b>自然・人文・社会の別</b>	自然 ・ 人文 ・ <b>社会</b>	<b>個人・共同の別</b>	<b>個人</b> ・ 共同	名
<b>研究課題</b>	教育問題としての子どもの自殺に関する社会学的研究			
<b>研究組織</b> (研究代表者 ・共同研究者) ※2020年3月現在 のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年		氏名	
	文学研究科教育学専攻博士課程後期課程 4年		今井聖	
<b>研究期間</b>	2019 年度			
<b>研究経費</b> (1円単位)	(支出金額) 200,000円 / (採択金額) 200,000円			

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の目的は、現代日本社会における子どもの自殺という〈社会的事実〉が、学校や教育の問題として、いかに・いかなるものとして認識可能になっているのかを、明らかにすることにある。本研究では、「社会問題の構築主義」や「概念分析の社会学」といった社会学的な視角をふまえて、上記の課題に取り組んだ。具体的には、子どもの自殺問題の歴史的な展開を検討し、責任帰属や金銭的補償、遺族のグリーフケアに関する制度がどのように変化してきたのかを整理しながら、「学校問題」「教育問題」としての子どもの自殺という認識がいかにして共有されたのかを考察した。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 子どもの自殺 } { 教育問題 } { 学校管理下 }

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究では、約1年間の資料収集とインタビュー、参与観察調査をもとに、以下に挙げる成果を得た。

- ・子どもの自殺が、「学校問題」「教育問題」として社会的に認知されるに至る経緯を明らかにした。  
子どもの自殺がはじめて「教育問題」として語られるようになった時期は、1970年代である。全国紙の新聞報道を確認すると、受験・勉学を苦にした、あるいは希望の進学が叶わずに、という動機の中高生の自殺が報じられる。1975年の社説記事では、新聞社の独自調査により、小中学生の「自殺増加」が問題化されるが、それが「受験戦争が低い年齢層まで波及してきたことの反映」と解釈されている。  
1970年代後半からは、さらに明確に「社会問題」として語られるようになり、制度的な対策が模索されるようになる。総理府のもとに設置された「青少年の自殺問題に関する懇話会」はそうした動向の先駆的なもので、これによって出された子供の自殺防止対策についての提言では、「大人の責任」が明確化されるに至った。また、文教委員会をはじめとして、国会でも子どもの自殺問題が取り上げられるようになるのもこの頃からである。  
上記のような時期を経て、1970年代末から1980年代初頭にかけて、ある種「不可解さ」を帯びたものとして語られていた「子どもの自殺問題」は、いじめ自殺の問題と重なっていくことになる。  
他方、統計的事実をめぐっては、議論の余地がある。新聞メディアにおいては、1970年代における児童生徒の自殺が増加傾向にあることがしばしば議論の前提とされていたように見受けられるが、人口動態統計からはそのような傾向を一概に見ることはできないという指摘もなされていた。  
そうであるとするならば、統計的事実としての根拠を欠いていた可能性があるにもかかわらず、なぜこの時期に子どもの自殺が社会問題化し、さらには「学校問題」「教育問題」として語られたのか、またそこにどのような特徴を見ることができるのかについてのより詳細な議論は、今後の課題である。

- ・子どもの自殺の責任主体として学校を捉える社会的認識の成立とその展開について明らかにした。  
1979年に発生した埼玉県上福岡市の中学1年生による自殺事件は、日本でいじめ自殺が社会問題として語られるようになっていくなかで早期の事例である。当該事件についての報道を見ると、マンションから飛び降り自殺を図ったこの少年について、同警察署の説明が引用され、家族に対して学校でのいじめを苦に、登校をしづっていたことなどが伝えられている(1979年9月10日『朝日新聞』記事)。  
先行研究でも指摘されてきたように、事件について初発となったこの記事からは、そこにおいて「いじめ自殺」(の可能性)という記述が使用されていなかったこと等に着目して、「いじめ=自殺」という認識が確固たるものとなる以前の事件としての解釈も可能である。他方、1982年段階での事件についての報道を見ると、両親と同教育委員会の間で「担任教師らの責任を認めた和解書が交わされ」たことがわかる。その上で同記事は、和解条項が果たされていないことを訴える両親の声を伝えている。教員の処分について、「自殺のサインを見落としたり、『いじめ』に気づかなかったといった指導上の過失で、教員を処分したという前例がない」がゆえに、同教育委員会が文部省などとも協議しているという状況が伝えられているが、「いじめ自殺」をめぐって教師の責任を(懲戒処分を請求することで)問おうとする動きが報じられた点においても、この事件は当時極めて特徴的なものであったといえよう。  
こうした事件を先駆的なケースとしながら、「いじめ自殺」という出来事に対する学校教師の責任を問うまなざしが成立していく。1980年代以降の事件においては、遺族による訴訟提起によって学校側(学校の存する自治体)が責任を追及されるようになっていくが、本研究ではそうした過程を歴史的に跡づけた。

## 研究成果の概要 つづき

・学校事故としての子どもの自殺に対する法制上の救済について考察し、子どもの自殺とその意志をめぐる現代的認識が、いかに制度化されてきたのかを明らかにした。

子ども(児童生徒)の自殺の「学校問題」化について考察するとき、学校事故によって生じた児童生徒の損害がいかなる制度によって救済されてきたかという観点から検討する作業も重要である。先述のように、遺族たちが提起する民事訴訟にもとづく法的救済もその代表ではあるが、裁判は法的責任が問われる場であって、より広い補償・救済制度としてある、災害共済給付制度の展開について見ていかなければ実情を明らかにすることはできない。

とりわけ、「いじめによる自殺」が学校事故(事件)による死亡として扱われていく道が開かれるに至る 2000 年代の変化や、いじめや体罰に起因すると認定される、高校生による自殺が補償対象とされるようになる 2010 年代の変化について、本研究では子どもの自殺の意志の扱われ方という社会学的なテーマを踏まえて考察を加えることで、現代における子ども観・自殺観の一端を描き出した。

・いじめ自殺問題の展開から、事実認定や責任帰属といった社会的実践がどのように行われてきたのかを明らかにし、現在広まっている第三者調査機関が事件に関与するあり方の意義と課題について考察した。

\*詳細は、提供を受けた資料やインタビュー調査などにもとづくが、調査協力者のプライバシーへの配慮から、ここでの言及は控える。

**研究発表** (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて提出してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④

Child Suicide as a Social Problem: Focusing on the discourse of the case and changes in the operation of the relief system

第4回教育社会学フォーラム (北京師範大学) 2019年6月28日

学校問題としての子どもの自殺 -2000年代以降の「学校の管理下」における自殺事件を中心に-

日本教育社会学会第71回大会発表 (大正大学) 2019年9月12日

Suicide of Children as a Social Problem in Japan: Focusing on bereaved families' "Claim Making Activities"

第19回ヨーロッパ犯罪学会大会 (アントワープ大学, ベルギー) 2019年9月20日